

名主日記にみる幕末の社会情勢

岩 崎 孝 和

はじめに

武蔵国多摩郡小野路村（現東京都町田市小野路町）の小島家には、膨大な量の日記史料が残されている。その点数は一九八点におよぶ。そのうち最も量の多いものが「小島家年中日記帳」と分類されるもの九七点で、これは天保期から安政期までの金銭出納帳である「年中遣払帳」が九点、「年中日記覚帳」あるいは「……日記」と表書きされた日記（これを「小島日記」と呼んでいる）が八八点（八八冊）からなる。

「小島日記」は、横帳形式（縦約三三センチ、横約一一センチ）のもので、天保七年（一八三六）から大正一〇年（一九二一）までの八六年間を、小島家の当主四代に渡って書き記されたものであり、八八冊のうち天保七年と同八年の日記は、安政六年（一八五九）に天保七年の日記を、慶応元年（一八六五）に天保八年の日記を書き直した浄書本がそれぞれ一冊づつある。⁽¹⁾

武蔵国多摩郡小野路村は、江戸より約一〇里、正保年間には「小野路町」とされ代官支配地であったが、元禄期以降は「小野路村」と称した。⁽²⁾ 村内を南北に府中から厚木・平塚に至る矢倉沢平塚往還や、「神奈川街道」と称する日野から神奈川に至る道がはしり、交通要衝の地であり脇往還としての宿駅機能は幕末まで続いた。村域は、東西・南北とも約一里、地形は中央をなだらかな山に挟まれた小野路川（鶴見川支流）が南北に流れ、谷戸地の景観をつくっている。⁽³⁾

近世の小野路村支配は、徳川氏の関東入封以来天領代官支配下にあったが、元禄一〇年（一六九七）に松平次郎兵衛清親

が、宝永四年（一七〇七）に岡部和泉守長興が、享保六年（一七二一）に山口安房守直重が、享保一四年には神谷志摩守久敬が、それぞれ知行地を与えられ、以後、幕府滅亡まで旗本の四給支配が続いた。知行高割は、山口家が二六五石余、神谷家が一六〇石余、松平家が九七石余、岡部家が三八石余、社寺御朱印地二八石であった。⁽⁴⁾

村内の状況をみると、村高は、一七世紀中ごろ正保期で二二石余（田方九七石余・畑方一一五石余）、最も古い検地帳のある寛文期で五六一石（田方二二石余・畑方約三〇五石・屋敷三五石余）、明治元年（一八六八）で五八八石余となっており、生産力の低い畑地が多く存在している。⁽⁵⁾ 人口は、正徳四年（一七一四）で五五五人（二二三軒）、明治元年では七〇〇人となっている。村民の階層構成をみると、寛文六年では所持高一〇五石が屋敷持ち百姓の七割強を占めていたが、天保一五年（一八四四）には三石以下が七割を越え、四五石以上に二家（小島家と橋本家）存在すると言う状況となり、天明・天保期の飢饉をへて村内の中農層が減少し、階層分化が進んだと言える。⁽⁶⁾ こうした状況推移の中で、村内において、土地集積を拡大し家経営を隆盛にして村内に重きをなしていったのが小島家である。

一 小島家について

小島家は一七世紀後半、深い姻戚関係にある橋本家とともに寛文から元禄期に村内において頭角を現しはじめた。一七代政武（軍平）の代には村内一の土地保有者となり、天明年間に地頭山口氏の組頭役を務めるようになり、宝暦六年（一七五六）の検地帳には名主弥十郎（橋本政治）と一緒に名を連ねている。⁽⁷⁾ 次の政敏（諫助）は、寛政六年（一七九四）橋本家より養子に入り家督を相続して組頭となる。ついで、文化八年（一八一二）、名主橋本家当主で兄の政常が没すると甥の政誠を助けて名主後見役を仰せ付けられ、翌年には御林掛り・村方取締名主を命じられた。⁽⁸⁾ こうして村政の中心におかれた政敏は、漢学・国学・和歌などに豊かな教養を持ち、学習意欲も旺盛な人物であった。彼が師事を受けた人や交遊した主な人物には、国学者

小山田与清（隣村小山田村出身）・儒学者山本北山・歌人正木千幹・歌僧春登上人（関戸村延命寺）・府中六所宮（大国魂神社）宮司猿渡盛章があげられ、歌集『年佐免艸』や旅日記『な尔和日記』などを著した。⁹村政の担い手として、高い教養を身につけることは、以後代々の当主に受け継がれていく。

政敏の長男政則（増吉）は、享和元年（一八〇一）の生まれ、文化一四年（一八一七）一六歳のとき、修行のため江戸の商家に奉公に出された。帰郷後、文政六年（一八二三）二二歳で結婚し、父政敏に替わり村政に関わるのは文政九年（一八二六）頃からである。¹⁰翌年父政敏が隠居した。天保七年（一八三六）、政則三五歳の時から「日記」をつけ始め、これが長男の為政（鹿之助）、孫の守政（増吉）・曾孫の孝まで書きつがれていった。

嘉永三年（一八五〇）、政則（四八歳）は「日記」の記述を長男為政（鹿之助）に譲り、「聴書」という「日記」より詳細な記述内容の記録を書き始め、慶応三年（一八六七）死の直前まで書きつづけた。その冊数は三四冊にのぼる。

政則は、父政敏の影響もあり插花・剣術・和歌・狂歌・漢学・茶道・書など多彩な学芸を身につけた人物であり、師事を受けた人や交遊のあった主な者としては、插花允中流創始者相沢伴主・天然理心流剣術近藤周平・書の師石川悟堂・漢学者菊地菊城・漢詩人遠山雲如などがある。¹¹

文政一〇年（一八二七）、幕府は「御取締御改革」を発令し、改革組合村（寄場組合村）の結成を命じた。¹²これにより、関東全域の村々が、改革組合村（寄場組合村）に編成組織された。小野路村は、小野路村他三四か村組合の諸勘定やその他の業務全てを引き受け取り計らう組合寄場となり、小野路村名主の橋本家・小島家が寄場名主となって、関東取締出役のもと組合内の各村々の治安維持・社会状況把握に務めることとなった。¹³

政則の長男為政（鹿之助）は、天保元年（一八三〇）に生まれた。弘化四年（一八四七）一八歳で、父政則より名主役を譲られ寄場名主も兼務した。以後、慶応元年（一八六五）三五歳で子の守政に役を譲るが、弘化・嘉永期から慶応期までの激動期を村政・寄場の中心的存在として活躍する。¹⁴彼もまた、剣術・漢学・漢詩などに親しみ、剣術では近藤周助・勇父子に、漢

学・漢詩では鷹取胖斉・菊地菊城・遠山雲如・大沼沈山などに師事された。これらの文人たちは、為政はじめ隣村野津田村の石阪昌孝・若林有信（下小山田村）・佐藤莊作（凶師村）など近隣の名主クラスの人物と交流をもち、彼らの思想形成や村政指導者としての意識・行動に大きな影響を与えた⁽¹⁵⁾

為政は教育にも力を注ぎ、村内の子供たちを集めて読み書きなどを教えており、恐らく安政期ごろから始めたと思われる。安政期には、小野路村をはじめ町田地域の村々に寺子屋や私塾が開業された。こうした教育への意欲は、維新から学制発布までの間、小野郷学という郷学校を設立するまでに至った⁽¹⁶⁾。政敏・政則・為政三代によってつくられた村内指導者・文化人としての意識・精神は、為政の後嗣守政、その子孝へと引き継がれていく。

こうして培われた意識・精神をについて、渡辺燮氏は「それは村の秩序を守る、「一村一和」の精神である。そのため村中のものは、睦まじく、農業に励み、善事に心がけ、不慮の災難があったら助け合ってきた。家にあっては祖先を尊び親に孝行をつくり、勤労、節儉、博奕かけごとの禁止等通俗道徳を実践することにより、一村一和をもって生きようという共同体意識である。」⁽¹⁷⁾と述べ、この精神に立って、政則や石阪昌吉（昌孝の父）の代には、天明・天保の飢饉を乗り越え、文政の村政改革に協力して小野路寄場組合を組織した。為政や石阪昌孝ら幕末動乱期の村役人は、修身齊家の儒学を身につけ儒教の民治を実践した。それは、「このため一八六六年の武州一揆を世直し思想とみ、「不仁之奸商共、天道之応報」と記しながら、一揆が暴徒となると村の秩序を守る側に立ち、農兵隊の鎮圧を評価した」⁽¹⁸⁾ことや、窮乏農民の救済、助郷賦課への免除嘆願等の行動となって現れたとしている。そして、これら行動の精神的エネルギーを「豪農層の世直し思想」⁽¹⁹⁾とした。この思想は、大沼沈山・遠山雲如・鷹取胖斉らを師として、小島為政・守政父子、橋本政直、薄井謙斉（上小山田村）、石阪昌孝、若林有信（下小山田村）らが儒学・漢詩を学び、詩創作などを通して自らの志をうたうまで精神的に昇華して、グループとしての連帯感を強めた。この精神連帯を、「農民の精神の維新」⁽²⁰⁾とし、「この精神の連帯は、村役人としての助郷対策、農兵隊の編成、治安の確保の努力と結びつき、明治維新にさきだち、村落指導者としての維新が確立していったとみてよい」⁽²¹⁾と述べている。この視

点は、幕末から維新の激動の中で、村落指導者としての豪農の意識や精神を究明していくうえで極めて示唆に富むものであり、維新から自由民権期を視野に自由民権運動を支えた豪農層の行動原理の精神的起因に迫るものと言える。

しかし、渡辺氏が指摘・評価する「豪農層の世直し思想」「農民の精神の維新」とは村落富農層を中心とするものであり、何故彼らが地域的連帯をとって時局への対応を図ろうとしたのだろうか。彼らの意識の背景には、幕府権力の衰退や権力機構の硬直化、社会の下層にいる民衆エネルギーの増大など社会状況の急速なる変容など²²、幕末期の社会情勢を見逃すことが出来ない。

本論文では、政則・為政ら小島家の人々が、江戸幕府という従来からの権力形態が倒壊しつつある時期、目にし耳で聞いてきた出来事や情報から、富農層・村落指導者としての彼らが何を意識し行動したかを解明し、彼らが次代を如何に展望していたかを探求してみたい。こうした観点から、次節以降、「小島日記」を基礎的題材として述べていきたい。

二 社会情勢をどうみているか (一)

「(十二月) 卅日 朝寄晴、見せ出入諸勘定掛合人多来、年柄応し而者米直段等高直ニ付勘定面者殊之外宜敷、珍重々々

右之通り正月元日²³相始不残書印置候、違作ニ付物貴品々銜等いたし候もの多分有之、又ハ三五人宛寄合往来之旅人等迄食事之咄のみ、外々之咄いたし候者一切無御座候、天明年中も今年程ニ者参り申間敷与存恐敷事御座候、愛度大尾²²。この記述は、天保七年の「小島日記」(以後「天保七年日記」とする)を、一三年後の安政六年十二月より萬延元年五月までかかり丁寧²⁴に書き直した「浄書」(以後「天保七年日記浄書」とする)の最後の部分である。天保七年の最後に、この年一月から始めた貸金業の店出入りの勘定や掛合が多かったこと、米値段が高騰して勘定面が「殊之外宜敷」との感慨を記している。「天保七年日記浄書」の所々には、「天保七年日記」の記述を補足する事柄や政則自身の感慨や教訓が加筆されている。前述の史料では

「右之通り正月元日相始不残書印置候…」以下が、「天保七年日記浄書」のみの記述で、そこにはこの年が違作の年で物貰いする者や人々が集まると食事の咄ばかりであったともある。天保飢饉さなか、政則が一年を振り返って抱いた感慨がそこには窺える。天保七年（一八三六）、小島政則は三四歳。政則が日記を書き始めた理由は、日記にも何も記されていない。しかし、天保飢饉のさなか、天候不順やそれに伴う不作・凶作の連続が都市でも農村でも食糧不足・飢饉となり、幕藩制支配の動揺を意識させる打こわしや一揆とが多発する社会情勢の変化が、日記記述の必要性を意識したのであろう。

そこでまず、不作・飢饉とそれに伴う社会情勢をどの様に見ているかについて述べてみたい。この年は五・六・七・八月に大雨があり田畑・道路・家屋が冠水する被害に見舞われており、七月一八日の記述には、一七日からの雨で「朝寄り東南之風吹、雨降止事無し、前堀井川筋不残充滿いたし往還江押出し」という被害状況記述のあとに、蔵の穀物在庫調査をし、「天保七年日記浄書」には続けて、「土用前後者勿論、春中ハ兎角雨勝に而諸作生立不宜、関東一般不隠成、石（穀）物等追々高直相成候得共、奢に長シ候農家者勿論工商ニ至迄凶亡杯与者夢ニも不存罷在候得共、我親類相州高座郡上溝村源右衛門方老人甚以定実之もの故、天明四年之日記氣候之様子如何ニも当申年能も似候間、安心難成旨申之候由彦八郎方承り、驚人俄に懇意之もの江相咄致候処、夫々貞実之ものハ一同驚入心配罷在候、博奕悪事等携候又者平日身弱生質人者何共不構由歎ケ敷事存候、其段往古之譬致書面認善右衛門兩名ニ而雨降続諸作実り方無覚束段御地頭江御訴奉申上候」という記述がある。さらに「惣三拾六俵」（「天保七年日記」では「三拾壹俵」という穀物在庫の記述のあとに、「右之通所持罷在実に飢饉杯与云事不存、但驕奢の已善敷存居候事故、如斯天変至今更發明、穀物等売払候事者必致間敷与只今至只々も發明いたし候」と記している。これらの記述をまとめてみると、①天保七年の天候が天明四年とよく似ていること。それを、高座郡上溝村の故老源右衛門の日記記述を見た小島家親戚（政敏二女安の嫁ぎ先）同村名主佐藤彦八郎から聞き、この天候不良を「凶亡杯与者夢ニも不存罷在」としていた認識を一変させ飢饉となることを意識させ憂慮していること。②このことを領主山口氏に報告、雨降り続きによる不作を訴えること。③蔵にある穀物の在庫を確認し、④奢りを自戒して穀物売り払わないことが肝要と心得たこと

等々で、そこに記されている小島政則の述懐は、村落指導者としての立場と家経営における意識とも言える。さらに、七月晦日には、粟と米の「相場付覚書」を記し、同じく「天保七年日記浄書」には、「追々御府内并在中共人氣不穩成、諸穀高直に相成往来之旅人相場之咄斗いたし通行有之由」⁽²²⁾とある。翌八月一日は、「朝寄大雨風」で、大水となり橋の岸（キワ）が崩れ通行止めとなり、「粟押したおし稲花風ニ而吹落シ申候」「脇庭カシノ木折レ」と暴風雨による被害を記し、同じく「天保七年日記浄書」には、「弥凶亡及候杯与心配仕候」⁽²²⁾とある。

同月一七日、関東御取締出役より「村々酒造滅石」⁽²³⁾の回状が来た。翌一八日には、「今日風聞覚書 東海道大磯宿石打こわし由、相州名蔵村定右衛門与申もの方打こわしかゝり候由、中山道辺ニも左様之風聞有、浦川・三浦辺ニ而も打こわし候風聞 右風聞義、天明此方之大変与存候、家内之もの共江得与申論候」⁽²²⁾という記述がある。大磯宿・名倉村（現津久井郡藤野町）・

浦賀・三浦辺の打こわしの情報が伝えられ、これを「天明此方之大変与存候」と捉え、同じく「天保七年日記浄書」には、「右者天明以来之大変、村中老若至迄驚人、只今至り朝夕悲歎罷有、家内之者共江申渡シ候心得書」とあり、「朝夕食事左之通 一 朝わり飯、一 昼白かひ（ゆ）、夕方者そふせひ（ぞうすい）、成丈鹿食江餘品ヲ取交、子供ニ至迄食事為致候、前書之趣不用之もの者妻子家来共ニ至迄急度取計致候様申渡置候、両親之義者老年之事故殊大切ニ存候間、身分相応之食事被遊候様申上置候、執訳母様之義者病人之事故猶又氣促之由申上置、家内之もの江も成丈骨折手当致候様嚴敷申渡候、以上」と、家内や使用人に食事を厳しく管理していく旨を申し渡し、橋本家とも談じて「相背候者有之者橋本両家申談、無用捨取斗可申旨相定候」ことを取り決め、その最後には、「天変可恐事ニ御座候、是全奢候天罪なり、可恐〃〃」⁽²²⁾と記している。これには天災を「奢候天罪」と捉えており、自らを戒めることでそれに対処していこうとしている。

さらに日記をみていくと、御府内での廻米の不足や諸色高直の様子など記述があり、九月朔日には、「風聴書」として「始当八月十七日寄 一 甲州道中上ノ原辺郡内領（穀カ）石商人并酒蔵打毀し始、人数五百人程、夫々甲府御城下辺押寄都合一万人与申尊御座候、中ニ而も質屋杯ヲ焼払候由、実以乱妨狼籍之致方与申由、甲州道中ハ御土方御通行無之由、是又天明以来之大変

与存候⁽²²⁾と、甲斐郡内騒動の情報についての記述がある。同日「天保七年日記浄書」には、「実以乱妨狼籍之徒党天明以来之事ニ成行心配之事ニ御座候、右等之義見聞候ニも買⁽²²⁾売杯与決而致間敷、只々農家ハ手堅く致居候得ば別条者無御座候已上」とあり、さらに続報について、同月七日に「甲州打こわし 信州すわ様兩國境ニ而御ふせき被成候由、甲府御城下ニ而御城代御約束被遊御堅目被成、鉄抱⁽²²⁾ニ而党徒人拾八人打抜夫故しずまり候由、小田原様も夫⁽²²⁾御堅メ被遊候由也、江川太郎左衛門様鉄炮百挺火縄付ニ而御下知ニ相成甲州江御向被成候由也、……」、同日付「天保七年日記浄書」には「一 甲州打毀信州境迄罷越候由、御防人ニ出逢鉄炮ニ而十八人打被殺党徒人即死、夫ニ而静り夫⁽²²⁾召捕ニ相成、又者逃去人多有之候由、諏訪様御家衆御防甲府御城代具足着用出馬、乍去悪党供城下通行致候事故、跡ニ而勤番支配御役後免相成申飯田町ニ合半坂上戸田七内様者御旗本也、相州小田原大久保賀^(加賀守)守様御家来中津久井県御堅メ与して御出張之由、御代官江川太郎左衛門様鉄炮百挺火縄付ニ而甲州江向御出陣之由、去多峠迄御出之由、相州伊勢原大火御座候⁽²²⁾と騒動鎮庄の様相を詳述している。この騒動に関する記述を見ていくと、政則は一揆勢を「悪党」と見ており警戒する一方で、一揆・打こわしの起因を「買⁽²²⁾売杯」にあるとして、自家経営を手堅くする事が肝要と意識している。

政則がこうした意識を持った背景には、天保三年（一八三二）から同九年（一八三八）までの天保飢饉があることは言うまでもない。ことに天保四年（一八三三）・同七年（一八三六）・同九年（一八三八）は、夏からの天候不順（大風雨や不時の冷氣）による農作物被害の激しかった年である。不作・凶作により、小前農民層は甚だしく困窮し、一家の経営が立ち行かなくなるものも多かった。天保四年、小野路村周辺の村々でも領主に年貢の免除・減額・救米などを訴えており、小野路村は困窮農民に対して扶食手当金の支給を決定した⁽²⁴⁾。この扶食手当金は総額七〇両集り、小島家と橋本家はともに最高額の一〇両三分づつ出金している。手当金の借主の多くは零細農民であった⁽²⁵⁾。小島家の金融業に関する分析では、天保期の現存借用証文の数が最も多く、天保期貨金帳年度別件数では、天保四年が七九件、天保五年が九二件、天保七年が最も多くて一六二件となっている。貸金帳にみる返済率は、天保二年から六年までが八五パーセントを越えていたが、天保七年以降は同年五三・一パー

セントを境に五〇パーセント以下となっている。⁽²⁶⁾天保四年の不作により困窮農民の負債は年々増えていき、不作の連続がそれを一層助長させ貸金返済率を下げてさせたといえる。返済できなければ土地を手放すこととなる。小島家が本格的に金融業を営むのは天保七年からであり、天保期を通して土地集積を一層拡大させて入った。

天保四年夏から各地で打ちこわしなど不穏な動きが起ると、関東取締出役はたびたび管下村々に通達を出し請書を取っている。同年一二月の請書には、関東取締出役が米買占めの禁止や村内取締りを通達するなかで、「右者全衣食住ニ奢、農を怠り候もの共ハ、違作之年柄ニ者難儀困窮いたし、不法狼籍ニ至候間、其上村役人共精々勸農筋を心掛ケ、無宿無頼者勿論、田畑不耕遊民之もの者村方ニ無之様、厚世話可致旨精々被仰渡候趣、……」⁽²⁷⁾と述べている。そこには、奢嗜や怠けを戒め、儉約・勸農を村民に説くことが村役人の仕事であるとしている。天保七年にも同様の通達が出され、小野路村では「村方諸事儉約ニ付」⁽²⁸⁾村議定をしている。小島政則が日記中に記した教訓的記述は、こうした通達に合致しており、寄場名主として三五カ村という広域の治安維持などにあたる管理の中枢にあり、また村名主としての村経営・秩序維持の職務にあって、為政者側の治世論理を忠実に実行していくことが最も重要であったことが読み取れる。そこには、村落指導者として為政者側に立つの意識があり、村内農民へは服従を説いている。その意識の背景は、政則達が幕府政治・権威に厚い信頼を抱いていたことであった。そして為政者としての治世論理を、政敏や政則自身が身につけ、自己存在を顕然化していくために、漢学・国学等の学問や剣術などの知識・教養を大切としていったといえる。

次に、なぜ政則は「天保七年日記」を安政六年十二月より萬延元年五月までかかり書直しし浄書したのか、同じく「天保八年日記」を慶応元（一八六五）年に浄書したのかという問題であるが、現在のところ「天保七年日記浄書」の理由を明確に著した記述は見あたらない。しかし、「天保八年日記浄書」の表書きには、「慶応元 丑年 凶作ニ付改置也 小島覺左衛門六十⁽²⁹⁾四歳」と記し、その本文最初に「愛度 慶応元年丑年、取持相場付左之通り、各相場の義者堅帳雑書に委敷候得共、当年土用中降統追々米価高直其外諸穀物高直、世上不穩人氣ニ相成候間、外事の無之隠居罷在候間前書天保度之日記書改候間、序に当

年売払之分書取申候、為後代書印置候、以上⁽²⁹⁾と記述しており、慶応元年が凶作であり、諸色高値となり世上不穩の状況であったことが、「天保度之日記書改」の理由となったと記している。天候不順から不作・凶作、諸色高値、社会不安の情勢が、政則に天保七・八年を意識させたことは充分考えられる。

三 社会情勢をどうみているか (二)

前年の影響を受け天保八年も、不穩な社会情勢が続いていた。三月二日の項には、「関東筋去申年を不時之冷氣ニ付諸作至迄皆無ニ相成、穀物之類何品ニ至迄高値ニ相成、世上騒敷殊長脇差・火附・盜賊・銜之類多分立廻、御取締拾人ニ而ハ行届兼候間、臨時出役六人都合拾六人ニ相成時々見廻り御座候江共、右之類多立廻り不穩成ニ付宿内自身番相始上下小屋掛ケ下ハ橋上ハ辻江懸置四人宛都合八人夜番致候⁽²⁹⁾」とあり、米を始め諸相場の高値などにより「世上騒敷殊長脇差・火附・盜賊・銜之類」の横行など社会不安が高まり、その対応のため関東取締出役の増強されたことや小野路村では自身番の設置されたことが記されている。

さらに、三月四日には、隣村野津田村名主石阪又二郎よりの書簡から大塩平八郎の乱に関する情報をもたらされ、日記に書き写している。その書簡には、二月廿七日付の青山因幡守の事件報告と水野越前守の松平遠江守へ仰渡書が記されており「右之段昨夜御府内を申来り候間、鳥渡写差上申候⁽²⁹⁾」と、御府内江戸よりの情報であると記されている。大塩の乱に関する日記記述は三月十五日と四月二十二日にもあるが、この事件に対する政則の感慨や意見の記述はない。しかし、「大阪興力大塩平八郎御裁許写⁽³⁰⁾」「同人逆意之顛末様⁽³¹⁾」などが小島家には残されており、事件への関心は高かったと思われる。

この他にも、江戸や各地からの様々な情報をもたらされている。四月三日には「大人江戸を帰る、咄承り候処左之通り御公儀を米屋江渡候米入百文ニ付四合五勺ノ壺合(代)廿八文、是者老人ニ付一日二合ツ、名主之切手ヲ以買入候由、町田

(に而) 買入候米百文二付式合五勺、米会所立名主切手持行候而又会所押切取切手共名主方相返候⁽²⁹⁾と、江戸へ出かけていた大人^{II}政敏が見聞した江戸の咄として、町奉行所が困窮民に名主切手を以て米廉売をしていること、町相場にて米価が百文につき二合五勺であることが記されている。窮民への米廉売について『藤岡屋日記』を見ると、「一 四月朔日^{II}御趣意米、春米屋江渡り、名主方切手渡ル。春人前米一日二合宛買申候。五人暮しハ五枚、人別ニ応じ切手渡ル、尤去御救頂戴之もの計り也 但し当月晦日迄三十日限り、同一日御救御調有之候⁽³²⁾とある。米価について南和男氏は、「一方、市中の米価は少しも下がる気配はなかった。時にはむしろ騰貴さえした。三月中旬より表むきは一〇〇文につき四合五勺ということであったが、実際は三合五勺から二合五勺で売買され、それも一人一〇〇文以上は売らなかつた。両に二斗二升から一斗八升ぐらいまで、日々米相場は定まらなかつた。滝沢馬琴も「三月中より下りて両に六貫七百文余になりぬ、白米は百文に二合五勺也、前未聞といふべし」と記しているのである⁽³³⁾とあり、米価高騰は多少の値下がりがあつても十二月まで続き、飢餓状況にあつた下層貧民による打ちこわしが起きる寸前であつたと述べている。

こうした社会不安の情勢については、四月五日にも「一 東海道箱根峠^{II}品川之内ニハ七百五拾人^{II}当正月^{II}四月迄ニ七百五拾人程餓死致候由、中田村小山大三郎来り咄御座候、又戸塚宿ニ而者投込之穴拵置、壺ツ江入又外江拵都合ニツ有之候由承り申候⁽²⁹⁾と、相州鎌倉郡中田村の小山大三郎(小島家親類)からの話を記している。飢饉がごく身近に感じられたのであろうか、同月九日には、飢饉対策の食糧として「おしおろ(IIつるぼ)」の料理を試し、その料理法を記している。また同日には、「凶師村井上秀次郎来、左之通り之歌書置帰宅被致候」とあり、下凶師村井上周次郎が書き置いた落首が記されている。その落首は、「米高倉院之御宇に油高直ニ勅詔ありて和歌ヲ詠ぜよとある畏而御請ヲして 膳乃上者ありし昔に替らねと飯たまたまのはらそうれしき 帝御感斜ならず勅命ニ而新飢饉集ニ加江られ又帝の御歌に 高きゆへひきわり飯のけむり立民のかゝあハ置ざりにけり⁽²⁹⁾というもので、これは『藤岡屋日記』にある「油高直大納言被仰事ありて、小野々々哥を詠と有りければ奉奉詠哥ニ、膳の上はありし昔にかわらねど米食人の内ぞゆかしき⁽³²⁾」と似ており、恐らく江戸で仕入れた落首を模して作られた

ものと思われる。さらに、「大人此日相州江御出被遊候節の御歌」として、「草々の根さへ花さへその葉さへほりこきはめるる世となりけり」⁽²⁹⁾という歌が記されている。政敏が凶作の状況を歌ったものである。江戸や各地から飢饉の状況が伝えられると、前年にもまして危機感をつのせたのだろうか非常食を試作したりする一方で、飢饉の状況を客観的にみて趣味の歌や落首を記す余裕ももっていたといえる。

この年は、八月三日に「二百十日ニ而村休日、此日壹本〆杉〆・荻久保・下堤農業不晴^(糖)之もの所持之田并小作田共田草不取もの、分、四給村役人一同見廻り五人組江嚴敷申付候」⁽²⁹⁾とあり、村内の田を巡回し雑草取りをしていない不精者を厳しく注意している。しかし、五・九日は大雨となり、一四日は「朝寄大雨、……、五ツ半頃辰己之風起り近来稀成大風雨ニ而宿並通り大木并柿之類不殘吹倒申候、……」⁽²⁹⁾と暴風雨に襲われた。このためか、一八日付で小野路村名主橋本善左衛門他二名・野津田村河井三左衛門他二名で地頭所に風雨届が出され、それには「近年不作打続候処、当年者是迄諸作共十分之収納与一同相飲罷在候処、不慮之大嵐ニ而又候取続難相成義与安心不仕……」と諸作物の不作が予想されることが記されている。九月にも大雨があり被害を出した。しかし夏の麦作・秋の稲作は順調で、凶作からの回復が窺えるようになった。

一〇月二五日には、「近頃田畑小作方風儀不⁽²⁹⁾宜ニ付善右衛門・熊蔵相談之上、米拵方御年貢上納ニ相成候様、銘々小作人江申触当候様取極、夫々江相断遣し申候、以上」⁽²⁹⁾と言う記述がある。これは恐らく、小作農民が納める米の質が悪いかあるいは納め方が悪いかで、「小作方風儀不⁽²⁹⁾宜」とみて名主善右衛門と熊蔵に相談し、きちんと上納するよう小作農民に触れることを決めたということである。「天保八年日記浄書」にも、「小作方風儀不⁽²⁹⁾宜ニ付、善右衛門・熊蔵相談之上以来悪米無之直上納ニ相成候米持参候様申渡候小作人方へ」⁽²⁹⁾とある。この触れが効いたのか年貢勘定割は順調に進んだ様で、十二月十三日には「山口采女様相場」として各領主との交渉による相場が記述されており、金一両につき五斗式升から五斗四升五合替とほぼ近隣相場と同様に落ち着いた様である。⁽³⁵⁾十二月廿日には、「……善右衛門方御年貢勘定行、皆済大尾」とあり、年貢勘定は終了している。しかし、「天保八年日記」の帳末に記されている小作金の納入延引や借金返済の引延ばしに関する記述は二六人に及ん

でいる⁽³⁶⁾。天保七・八年、天候不順や凶作・物価の高騰は小規模経営の小前農民や小作農民層の生活を直撃し困窮から飢餓状況に状態に追い込まれる者もいた⁽³⁷⁾。しかし、この天保期においては、小野路村では小島家など村落指導者層と小前農民層との間には、村政などをめぐって意識の乖離や対立は存在していない。小島家・橋本家では、村内の窮民に対しては扶食金手当を施し潰れ百姓の復興⁽³⁸⁾にも尽力するなど、常に民政の安定をはかることを第一とし、領主や幕府権力との連携をはかり権力機構をささえていたのである。小島家のような村落指導者層が自らの治政力によって支配される民衆側と支配者権力側とのバランスを保ち得たといえる。

翌天保九年は、天保四年に迫る状況が見られたが、天候不順の兆候は治まりをみせている。「天保九年日記」⁽³⁹⁾にも、六月十一日から二十九日まで雨天が続き、二十一日には「近来稀成大雨ニ付……宿並通大水押流し申候」⁽³⁹⁾とあり、天候不順による不作が予想され、廿八日には関東御取締出役が「困穀一条」⁽⁴⁰⁾につき廻村し、翌日「組合村之役人并重立百姓一同」に教諭した。しかし以後天候は持ち直した。米価は一月九日で金一両で四斗八升五合と多少値上がりしたが、四月八日には五斗一升迄回復し、以後も天保八年の様な高値とはならず推移した。他の物価も同様で、この年を境に天保飢饉は収束した⁽⁴¹⁾。

以上、天保七年から九年まで、「小島日記」に記述された天保飢饉さなかの社会状況を通して、村落指導者層としての小島家の対応や意識について述べてきたが、小島家がとってきた基本的姿勢は、為政者側の意向を代表しその実践を心懸け、常に民衆の動向に注意を配り、村や地域の生活・治安の安定をはかることにあった。彼らが高い教養や知識を身につけ地域的連帯をはかり治政の要職を担っていく背景には、治世の変化や混乱がおきても日常の生活が脅かされ不安定になる状況や要素を極力排除し、日常の平穩・無事安定の継続を常に意識し心がけていたことにあるといえる。「小島日記」の最初は、必ず「愛度」⁽⁴²⁾「めでたし」と言う言葉ではじまる。また、季節の変わり目や行事など折節には、「家内一統無事」、「大尾」等の言葉が記されている。この日記の中に何気なく記されている「愛度」と「無事」・「大尾」と言う言葉にこめられた意識こそが、小島家がつねに自家と村内・地域社会の平穩・無事安定を心懸け行動していたことを、何気なくあらわしていると言えよう。

四 終わりにかえて

天保飢饉を背景とする天保七年から同九年以上に、社会状況が激しく動揺したのが幕末慶應期である。ことに、本文では慶應元・二年（一八六五・一八六六）の状況と小島家の動向について述べて行きたい。慶應元・二年はそれまでとは大きく異なる社会状況があり、それが直接的に治世の混乱や変革への動きとなる。そしてその動きがさらに大きなうねりとなって波状的に新たなる社会状況を創出し、慶應三・四年の維新動乱に至ったと考えるからである。

元治二年（慶應元 一八六五）、小島為政（鹿之助）は、二月十八日の日記に「……、野づ田石阪賢弟（昌孝）八時来曰、

一 品川助郷一同徒党竹鎗外得物を携、品川問屋場を打毀候趣ニ而当十五日大森村迄押出候趣、菅生村名主源助（郷）山崎村坂倉氏江廻有之由也 実ニ不穩之世中ニ相成、心痛之到り、是国家乱端之兆与被存候、十四年前迄ハ人殺杯ハ老年中不聞年多有之候也、昨年来（郷）近辺斗ニ而左ニ……」⁽⁴²⁾（内筆者）と記し、前記「左ニ」のあとには、一〇件の事件を列記している。それらの事件は、亥年から丑年にかけてつまり文久三・元治元・元治二年正月のもので、そのうち九件が殺傷事件、残り一件が

「子十二月中 一 外八王子宿ニ而問屋馬差を助合者打寄」と言う事件であり、殺傷事件の中には「丑正月十五日、小前一同

ニ而打殺シ、検死ニ不及埋葬、当時事六ヶ敷由也 綱島村組合猿山村名主老人」と言う村方騒動によると思われる事件もある。

さらに日記は、「右之通り、其上当三月十一日夜組合内麻生ニ而、与頭儀右衛門重立地頭用役出役之節、大砲を放竹鎗を持騒動之事件、如何ニも幕威衰運之所為与歎息々々、……」⁽⁴²⁾と記されている。この年の中でこの二月十八日の記述は特に印象に残るものがある。それは「品川問屋場の打毀し」事件や「下麻生村発砲騒動」事件などから受けた印象を、為政や石阪昌孝（野

津田村名主）が「是国家乱端之兆」とか「幕威衰運之所為与嘆息々々」ととらえて書記しているところにある。一見するとかなりオーバーに思えるが、前年の文久四年からこの年にかけて「日記」に記された社会情勢は、為政や石阪昌孝たち村落指導

者層をして治世の衰退を意識させ、その対応に苦慮する事態を招いていた。つぎにそうした社会情勢についていくつかの事例をあげてみたい。

事例の一つに、小野路村などがおこなった神奈川宿への差村免除をめぐる事件がある。この事件は、文久四年秋、幕府が長州征討をめぐり將軍家茂の上洛を決定し、上洛の為の増助郷が神奈川宿より小野路宿などに賦課されたことにはじまる。為政は若林丹次郎（下小山田村名主）・石阪伴助（野津田村名主後見役）・梶敬助（岡上村名主）らとともに、出府して道中奉行などへ盛んに免除嘆願運動を展開した。その出府の際の為政の記録メモが『出都雜録』⁽⁴³⁾・『続出都雜録』⁽⁴⁴⁾であり、免除嘆願に苦闘している様相が記されている。しかし、十月廿九日道中奉行より「願書」は下渡され、再度嘆願書を出して交渉を継続したが、十二月九日には「十一月十四日差出進発印状拒之追願御下ケ本書は預リニナル……」⁽⁴⁴⁾と正式に却下された。ここに到っても為政たちは諦めず、さらに十五日に再追願書を道中奉行に提出したが、十九日には願下げとなった。この助郷差村は、將軍進発の中止で実施されなかったが、⁽⁴⁵⁾為政ら村落指導者層が示した嘆願行動には、幕政の従順なる下僕ではなく、自分たちの生活をあくまで守り抜こうとする姿勢を見い出すことができる。

次の事例としては、「下麻生村一件」⁽⁴⁶⁾と呼ばれる事件が揚げられる。この事件は、小野路村寄場組合に属する都筑郡下麻生村で起きた事件である。下麻生村は、旗本安藤道太郎の知行地で、石高は三三三石余であった。名主は小島増右衛門で高三〇石余、農間水車渡世を業とし、寄場組合小惣代兼ねる人物で、地頭安藤氏から給人格名主の格式が与えられていた。ところが、嘉永四年（一八五二）地頭の命で村高を二分し二七五石余は源太郎を名主とし、貞右衛門外六人四七石余は貞右衛門を名主とした。こうして小村の中に名主など村役人が多数置かれその責任・負担が不明確となっていたところに、元治元年（一八六四）一二月、地頭所より新たに名主見習として増右衛門悴縫殿助が、組頭見習として名主源太郎悴忠五郎・名主貞右衛門悴金之助ら四人が任命された。村方ではこの措置に反発し、翌元治二年一月、組頭・百姓代連印で願書を認め抗議した。その趣旨は、小村ゆえ村役人が多くなると伝馬役などが勤め難いことなどから、名主・組頭見習の任命を取り下げたと言っている。

この抗議運動の中心となったのが元組頭で農間酒造渡世の儀右衛門・惣平親子である。彼らは、二月一日、地頭所より村に出役してきた用人三人が村人を力づくで説得しようとしたことに対して、村内の不動院に二四・五人を集めて篝火を焚き、鯨波をあげ火花を打上げて用人らを威嚇した。用人らはこれに驚き、「小前たちの申し分通りにせよ」との書付けを残して江戸に逃げ帰ったと言う事件である。このあと、関東取締出役が事件の探索を寄場役人に申し付け、為政らによる調査が行われたが、この事件の結末は判然とせず、うやむやにされたように思われる。ともかく、こうした小前たちが引き起こした村方騒動が身近に起き支配者側の無様な対応を見て、為政たちは「幕威衰運之所為与嘆息々々」と感じたのである。

こうした小野路村近辺で起きた事件に関する記述を整理してみると、元治元年は前述した一〇件の外に約一九件の事件が、翌慶應元年には約一三件の事件⁽⁴⁷⁾が記されており、これを天保八年（一八三七）と比較してみると、天保八年は一九件の事件が「御用留」などに記載されているが、⁽⁴⁸⁾放火や盗みに関する事件が主で押込・強盗・殺人事件や村方騒動の様な事件の記載はない。ここにも天保期と慶應期の社会的変容が窺え、為政たち村落指導者は情勢への対応を厳しく迫られていた。さらに慶應二年には、府中宿・江戸品川の打毀し（六月五日）、江戸の打毀し（六月五・九日）、秩父名栗村から起きた世直し一揆（六月十五日）、一揆勢と日野・田無農兵隊との衝突（六月十六日）、上・下図師村における小前不穩（七月十一日）、木曾村小前と名主の対立（七月十八日）、將軍家茂死去（八月五日）などの情報が記述されている（日付は日記記述月日）。こうした情報からも、より一層世情不安の社会情勢と危機意識を一層つのらせていったであろう。

この様に慶應期には、幕府権力の治世が破綻を見せ、為政たち村落指導者層は自らの手で社会情勢の混乱への対応が迫られる状況となっていた。幕府の命により設置された農兵隊ではあるが、設立を凶った為政たちの意図には、村や地域社会の治安維持を自らが行うという意識がある。⁽⁴⁹⁾そこには、治世を維持できなくなった幕府権力への離反を彼らが意識していたことが推察されるが、この点に関しては今後の課題としていきたい。

最後に、幕末から維新と言う近世から近代への移行期における村落社会研究における豪農層Ⅱ村落指導者層の位置づけにつ

いて触れまとめにかえたい。この点については、渡辺尚志氏が一九九六年一月、町田市立自由民権資料館で行われたシンポジウム「民権運動再考」のパネラー報告の中で、研究分析をなされている。その中で、「豪農層の動向の分析は極めて重要だ」と思う。そして、幕末期の豪農層の意識と行動を理解するには、豪農を類型化する必要があると考え、とりあえず次の三類型に分けて考えている。すなわち、①「草莽の志士」型豪農、②在村型豪農Ⅰ、③在村型豪農Ⅱ、である。①は、自村を飛び出して政局に身を投じ、「草莽の志士」として尊皇攘夷運動に奔走した豪農たちである。②は、①と異なり、活動の基盤を村に置くが、その際自己の経営発展の前提として、一般農民層の経営・安定、村落共同体の再編を重視する。すなわち、他利の中で自利を追求する点に特徴がある。③は、②とは対照的に、自己の経営拡大、利益追求が中心目的で、一般農民層の経営安定など村落共同体全体の問題には関心を払わないか、あるいは村落共同体を自己の経営発展のための踏み台にしようとするタイプの豪農である。……⁽⁵⁰⁾という豪農の類型化は、大変示唆に富んだ説である。私の述べてきた小島家などは②の在村型豪農Ⅰの典型である様に思う。先にも述べたが、『小島日記』の中に記された「愛度」・「無事」・「大尾」と言う言葉には、小島家が常に自家と村内・地域社会の平穩・無事安定を心懸け行動していたことを示しており、そしてそれは小野路村や近隣村々の豪農層にも意識されていたことであろう。しかし、治世が保たれなくなった慶應期の様な情勢が現出した場合には、従来の権力にかわる新たな平穩・無事安定を創出する権力を模索していく。幕末慶應期に、小島為政が抱いた「是国家乱端之兆与被存候」「幕威衰運之所為与嘆息々々」は、そうした意識の現れであろう。

尚、昨年三月末をもって、退職された南和男先生には本論文執筆の機会をいただき感謝致します。

註

(1) 「小島日記」は、天保七年から天保一四年までは「年中日記帳」という表題であるが、天保一五年から慶應四年までは、「天保十五甲申日記」と年号干支が中央に書かれ、その両脇には「日雇併諸職人附録」(右)・「諸方懸合対談扣」(左)と記されている。これは「日記」

記述の目的が、その日に出入りした日雇い（田畑仕事・養蚕・炭焼きなど）・人足・商人（蚕種屋・米屋・古着屋・筆屋など）・職人（大工・左官・屋根職人など）・医者などの名前や仕事時間（半日か一日）を記しておく、賃金支払いの際の確認とすることや金銭・年貢割付・奉公人・行事など、様々な交渉や相談事を書き留めることにあった。

(2) 日本史料選書⑮『武蔵田園簿』（近藤出版）

(3) 『町田市小野路地区文化財調査報告（上）』（東京都教育委員会 一九九二年）、『町田市史』上巻（一九七四年）

(4) 『町田市史』上巻（一九七四年）

(5) 重政文三郎氏「小野路村「検地帳」の分析」（前掲『町田市小野路地区文化財調査報告（上）』）

(6) 右掲載重政氏論文

(7) 小島政孝氏「小島家をめぐる人びと（一）」（小島日記研究会編『小島日記28 文久三年』）・「小島家略系譜（武州多摩郡小野路村）」

（『小島日記1 天保七年』）小島氏は小島守政作成の「児島家系譜」や過去帳・墓碑を参考とし「小島家略系譜」を作成された。「児島家系譜」によると、小島家の祖先は応永二年（一三九五）に小野路に來住した児島政資が姓を小島に改めたとある。小島家に残る最も古い検地帳は寛文六年（一六六六）のもので、この検地帳にある小島角左衛門政定は二代之孫（一四代）あたり、以後弥左衛門政邦（一五代）、角左衛門政明（一六代）、軍平政武（一七代）に至る。なお寛文検地帳に記された小島角左衛門の土地所有高は四六・三畝であり、天保一五（弘化元）年（一八四四）の検地帳においては一四九一・二七畝と実に三二倍となっている。（前掲重政氏論文）

(8) 右掲載小島氏論文

(9) 小島政敏著飯田俊郎校訂『年佐免艸 な貳和日記』（小島資料館 平成二年出版） 同書掲載の「王父桂屋君墓表」（桂屋は政敏の号）に「邑係幕士山口氏采地。兄善右衛門君諱政常世襲為里生。會病歿。命君承其職。辞曰。亡兄遺孤在焉。請輔翊之。以俟其長。遂允之。……」と記されており、政敏は名主善右衛門政常死後、領主山口氏より里生就任を請われたが、辞退して政常の子政誠の後見となったとある。

(10) 飯田俊郎氏著『小野路艸』（小島資料館 平成九年） 同書掲載の二二代守政（増吉・号慎齋）が著した『慎齋文鈔』の中にある「王父梧莊君行述」（梧莊は政則の号）に、政則の経歴が記されており、その文中に「年甫十六。桂屋君（政敏）謂君（政則）曰。汝他日役奴婢者。宜先事人。以知被使者之情。君感奮入都。委身於商塵。經歲而帰。有短掛一領。曰故主之賜。終身藏之。弱冠為真齋所推為郷正。」

（一）内筆者記）と、江戸からの帰郷後、橋本真齋（政誠）の推挙で郷正（村役人）に就任したとある。その年は不明であるが、小島家所蔵古文書の文政九年（一八二六）二月「竹次郎一件ニ付御用御書物控帳」の最後に「名主組頭増吉」とあるのが、村役人として政則（増吉）

の署名が出てくるはじめて、村役人(組頭)就任はこの頃と思われる。さらに、「王父梧莊君行述」は、「郷有寛文地籍。歴年既久。地目随変。名実不副。君以為憂。躬親就其地測量。考覈探究。一更換裘葛而成。寛文之舊。如指諸掌。税租賦課。始得允當。闔郷心服。」と、政則が寛文検地が実態と合わなくなっていたのを二年間をかけて測量し直し、さらに、窮民救済や歛農事業、潰百姓の再興などにあたり、その功績から「地頭山口氏聞而偉之。命稱氏佩刀。」と領主山口氏より苗字帯刀を許されたと記されている。

(11) 右掲載飯田俊郎氏著書

(12) 小島家所蔵古文書では、「文政十年 御改革四拾箇條教諭書」がある。但し、この文書は安政四年鹿之助(為政)が書写したものである。

(13) 前掲『町田市史』上巻 小野路村寄場組合の村々は、小野路村(寄場)、野津田村(大惣代)、上下小山田村(上||大惣代)、上下図師村(下||小惣代)、大蔵村(小惣代)、上鍔村、中鍔村(小惣代)、下鍔村(大惣代)、大場村、市ヶ尾村、黒須田村、片平村(小惣代)、古沢村、万福寺村、坂浜村、黒川村、五力田村、平尾村、下麻生村(小惣代)、上麻生村、王禅寺村(大惣代)、早野村、岡登村、三輪村、能ヶ谷村、真光寺村、栗木村、広袴村、鴨志田村、寺家村、上谷本村(小惣代)、下谷本村、中谷本村、成合村で武州多摩郡・都筑郡に属する。

(14) 前掲小島政孝氏「小島家をめぐる人びと(一)」

(15)(16) 前掲『町田市史』上巻

(17) 渡辺奨氏・鶴巻孝雄氏著『石阪昌孝とその時代』(町田ジャーナル社一九九七年) 五六・五七頁

(18) 前掲渡辺奨氏・鶴巻孝雄氏著『石阪昌孝とその時代』 五七頁

(19) 前掲渡辺奨氏・鶴巻孝雄氏著『石阪昌孝とその時代』 五七頁

(20) 前掲渡辺奨氏・鶴巻孝雄氏著『石阪昌孝とその時代』 五九頁

(21) 前掲渡辺奨氏・鶴巻孝雄氏著『石阪昌孝とその時代』 五九頁

(22) 小島日記研究会編『小島日記1 天保七年』(一九八八年)

(23) 小島家所蔵古文書「御取締筋御用控」(天保七年)の「不作ニ付米穀買占め禁止・酒造減石等申渡し」(関東取締出役↓)

(24) 北浜美佐子氏「天保の飢饉と扶食手当」(小島日記研究会編『天保八年小島日記2』一九九〇年) 北浜氏は「天保期の年貢割引(小野路村山口領の場合)」(『小島日記1 天保七年』九〇頁)にみられる用捨米の割引率などから、小野路村の凶作の状況を全国的状況からみるとやや軽かったとし、さらに「村内で扶食手当の貸付けや施し等の相互扶助がなされたことも飢餓や餓死迄に至らなかった一つの原因

と考えてもよいのではないだろうか。」と、凶作の打撃の大きかった地域や米を消費する一方の都会などに比べれば軽かったとしている。

(25) 前掲北浜氏論文 氏は『町田市史 上巻』(一三三九頁)が「扶食手当金について」注意すべきことはあくまでも貸し付けであって、借りた者は利子を加えて返済する義務を負うことになる点である」と指摘していることに対し、引用している史料「天保四年巳十二月扶食手当出金議定帳」の中にある「返済方之義ハ来々未七月迄三ヶ年休無、利足ニ而返済為致、…」(*印は筆者)の読みは正しくは、「返済方之義ハ来々未七月迄三ヶ年程無利足ニ而返済為致、…」(*印は筆者)であるとし、「借りた者は利子を加えて返済する義務を負うことになる」というのは間違いで、無利足の貸付であったとしている。(この*印の文字、筆者も確認)

(26) 百瀬泰江氏「小島家所蔵の金融・貸借・譲渡関係文書について―天保7年を中心として―」(『町田市小野路地区文化財調査報告(上)』東京都教育委員会 一九九二年)

(27) 小島家所蔵古文書「天保四巳年十二月 違作ニ付村々騒立不申様之御請書之写 年寄増吉」小野路村他三四カ村寄場組合の村々名主・組頭・百姓代連名で、関東御取締出役に提出。

(28) 小島家所蔵古文書「村議定一札」(天保七申年八月廿三日) 村民一二七名が連名・印。この村議定は、「近來悪鋪年柄相統就中当秋田畑共不作仕実法方半減ニ茂無覚束、其上諸色共格外之高値ニ而貧民取騒兼可申、依之村役人小前一同申合儉約儀定」とあり、以下儉約の内容としては、婚礼・葬礼・月番念仏・年始歳暮などの儉約、酒売りの制限、食事奢りの禁止、講の休みなどがある。

(29) 小島日記研究会編『小島日記2 天保八年』

(30)(31) 小島家所蔵古文書『国事異聞二』に所載(『国事異聞』は、小島家にもたらされた大塩の乱や黒船来航など国家の大事に関する通達や書簡などの情報をまとめたもの) 横山真一氏「天保八年日記について」(前掲『小島日記2 天保八年』 五二―五五頁)は、武州多摩郡柴崎村名主鈴木平九郎が書残した『公私日記』にある大塩の乱の記事との比較分析をしている。また、政則がこの事件についてかなり精力的に情報収集したことを指摘している。なお、日記中にある水野越前守から松平遠江守への仰渡書は『藤岡屋日記 第二巻』にもほぼ同様のものがある。こうした事件に関する情報収集の一つに藤岡屋があった事も考えられる。

(32) 鈴木棠一・小池章太郎編『藤岡屋日記 第二巻』(三一書房 一九八八年)

(33) 南和男氏著『幕末江戸社会の研究』(吉川弘文館 一九八四年) 二六二頁

(34) 小島家所蔵古文書「乍恐以書付奉申上候」(天保酉年風雨御届 天保八酉年八月十八日)

(35) 前掲『町田市史 上巻』(一三二七―一三三五頁)

- (36) 前掲横山真一氏「天保八年日記について」(『小島日記2 天保八年』 五五頁)
- (37) 前掲『小島日記2 天保八年』(二六〇―二八頁) 十二月廿八日から晦日まで小作金・借金「…申延」と記載されたもの。前掲横山真一氏論文(五五―六一頁)は、小島家の『貸金帳』の分析とも合わせ「(天保)四・七年の飢饉と(小島家の)貸金増加の年が重なっていることは、両者が関連していることを意味していると言えよう。」と述べている。
- (38) 前掲飯田俊郎氏著『小野路艸』掲載「王父梧莊君行述」
- (39) 小島日記研究会編『小島日記3 天保九年』(一九九二年)
- (40) 小島家所蔵古文書「困穀御教諭之書付」(天保九年六月)
- (41) 前掲『町田市史 上巻』(一三三―一七頁) 前掲南和男氏著『幕末江戸社会の研究』二六四頁
- (42) 小島日記研究会編『小島日記30 元治二年(慶應元年)』(一九九七年) 二月十八日付の記事中にみられる「品川助郷一同徒党」の件は、拙見では、『品川区年表』(東京都品川区教育委員会)に、「(慶應元)一八六五)年2月 品川宿と助郷村々との間に、人馬賃銭雇いの不正をめぐって紛争が生じる」の記事があるのみで、この記事の史料的根拠は不明である。品川宿では、四月に「品川宿助郷人馬勤向之儀ニ付議定」(『品川区史料(三)』 品川区教育委員会)がなされ、品川宿と同宿の助郷村々との間で、宿場の揚銭や相対雇いなどの人馬勤め方について人足が二―三人の役を請負い、内密に金銭で不足分を雇うことなどの不正を改めさせ、助郷村の村役人が宿場に詰めて出人足と宿役人の不正を監視する事などを取り決めた。
- (43) 小島日記研究会編『小島日記29 文久四年』(一九八七年) 体裁は小横帳(横二一・五センチ、縦一〇センチ) 表紙に「甲子 初冬三日 出都雑録 児為政」とある。この帳面は、東海道神奈川宿への助郷差村の免除嘆願のため、元治元年十月三日から十二月十一日まで為政が出府中に書記した日記兼メモである。嘆願運動に関する記事の他に長州追討や天狗党追討の通達控や江戸市井の様相などが記されている。
- (44) 前掲『小島日記30 元治二年(慶應元年)』 体裁は小横帳(横九・一センチ、縦一八・二センチ) 表紙に「懷中地方諸帳面標題書抜「覚」 欲極焼屑千戸難幾回哀訴碎肺肝 若林寸斎 今宵又是呪凍筆不管廳前刺骨寒 児島韶斎 右聯句時甲子臘月十一夕也」とある。元治元年十二月十二日から元治二年正月廿一日まで、為政が出府中に書記した日記兼メモである。『出都雑録』の続きなので『続出都雑録』と呼んでいる。
- (45) 高橋利枝氏「小野路村々における助郷役負担」(前掲『町田市小野路地区文化財調査報告(上)』 慶應元(一八六五)年五月、第二次

長州征討に伴う將軍家茂上洛が決まると、七日神奈川宿問屋より助郷仰付けの廻状が出された。九日の日記には「昨日神奈川宿当分助郷被仰付候旨之御印書有之、今日吉兵衛方ニ而寄合、善助・市三郎供七藏右宿江行、…」とあり、差村に対して、寄合や神奈川宿への交渉人派遣等すばやい対応をしている。さらに十一日には、「昨日磯右衛門始ニ而我等退役之廻状組合惣代江出ス」の記事がある。為政が地頭山口近江守に名主退役の願いを出したのである。その理由は病気に付きとあるが、助郷差村への抗議を示すかにもおもわれる。同月長男升吉(守政)が下組名主役に就任したが、家政も村政ともにその実権は為政にあった。むしろ、退役により自由のきく立場になったのではないか。一方、神奈川宿助郷については、十二日「神奈川市三郎帰る、右は与平次朝田十作を頼人馬買上之申入候処、百石先廿兩位ニ候ハ、受合被申、左も無之候ハ、正人馬と申事ニ付、即金子為持豊次郎・才一兩人を夜中神奈川宿江遣ス」とある。高橋氏前掲論文によると、都筑郡小机村名主朝田重作(日記では十作)の斡旋で、買い上げ人馬と言う形で示談となり、小野路村外六ヶ村で小野路村々が負担する日割人馬雇替銭として合計五八一兩を支払ったとある。

(46) 小島家所蔵古文書「下麻生村小前発炮一件顛末控 丑春迄至夏」(慶應二年 小島為政)

(47) 小島日記研究会編『小島日記31 慶應二年』(一九九八年)

(48) 重政文三郎氏「天保八年の事件簿」(前掲『小島日記2 天保八年』 八〇～八五頁)

(49) 小島政孝氏「小野路村の農兵隊」(前掲『町田市小野路地区文化財調査報告(上)』)

(50) 渡辺尚志氏「近世・近代移行期村落社会研究の現状と課題―近世史研究者の立場から―」(『自由民権 10 町田市立自由民権資料館紀要』(町田市立自由民権資料館 一九九七年))